

第 7 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和5年3月14日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第7回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和5年3月14日(火曜日)

午前10時1分開議
午前11時55分休憩
午前0時2分開議
午後0時20分閉会

本日の会議に付した事件

議案第33号 令和5年度熊本県一般会計予算

議案第42号 令和5年度熊本県林業改善資金特別会計予算

議案第43号 令和5年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①災害復旧事業の進捗状況等について
- ②新規就農者の状況について
- ③時代に適応する熊本県立農業大学校運営について

令和4年度農林水産常任委員会における取組の成果について

出席委員(8人)

委員長 西山 宗孝
副委員長 島田 稔
委員 前川 收
委員 小早川 宗弘
委員 磯田 毅
委員 緒方 勇二
委員 河津 修司
委員 城戸 淳

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 竹内 信義

政策審議監 阪本 清貴
生産経営局長 楮本 亮治
農村振興局長 清藤 浩文
森林局長 大岩 禎一
水産局長 渡辺 裕倫
農林水産政策課長 徳永 浩美

団体支援課長

兼水産振興課政策監 加藤 栄一
流通アグリビジネス課長 藤由 誠

農業技術課長 高野 真

政策監 武田 好文

農産園芸課長 池田 健三

畜産課長 鬼塚 龍一

農地・担い手支援課長 中島 豪

首席審議員

兼農村計画課長 青木 公平

農地整備課長 永田 稔

むらづくり課長 吉住 俊郎

技術管理課長 伊藤 寿朗

森林整備課長 笹木 征道

林業振興課長 廣田 邦彦

森林保全課長 中尾 倫仁

水産振興課長 森野 晃司

漁港漁場整備課長 植野 幹博

農業研究センター所長 下田 安幸

事務局職員出席者

議事課主幹 平江 正博

政務調査課主幹 村山 智彦

午前10時1分開議

○西山宗孝委員長 ただいまから第7回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日の委員会には、傍聴はおられません。

なお、委員会はインターネット中継が行われますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言をお願いいたします。

す。

それでは、本委員会に付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。

執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるため、着座のまま簡潔にお願いいたします。

初めに、竹内農林水産部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○竹内農林水産部長 おはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今定例会に提案しております議案の説明に先立ちまして、4点御報告させていただきます。

まず、諫早湾干拓事業の裁判をめぐる動きについてです。

今月1日、最高裁判所は、国が求めていた諫早湾の潮受け堤防排水門の開門を命じた確定判決の無効化の訴訟について、開門を求める漁業者側の上告を棄却いたしました。これにより、国の勝訴とした福岡高裁の判決が確定いたしました。

潮受け堤防排水門の開門をめぐるしましては、これまで開門命令と開門差止めの相反する確定判決がありました。今回の判決により、司法判断は、開門しないことに統一されました。

有明海の再生は待ったなしの課題であるため、再生に向けた取組が少しでも前進するよう、国の動きを注視するとともに、県議会や県漁連等関係団体及び国とも連携しながら、しっかりと取り組んでまいります。

2点目は、1月24日から25日にかけての大雪、低温による農林水産関係の被害についてです。

強い冬型の気圧配置により、県内にも大雪警報や暴風雪警報が発令されたこの気象災害による被害額は、現時点で約4億3,000万円となっております。そのほとんどはノリ養殖関係

施設の被害で、約4億2,000万円となっております。農作物被害は、一部地域でメロンやイチゴなどで損傷が見られ、被害額として、約1,000万円が報告されております。

ノリ養殖被害につきましては、既に県におきましても被災施設の撤去を支援しているところですが、引き続き、情報収集に努め、国や関係市町と連携して対応を行ってまいります。

3点目は、田んぼダムの取組についてです。

球磨川水系流域治水プロジェクトの一環として実施している田んぼダムの取組は、現在、457ヘクタールまで取組が拡大しており、令和5年度末までに540ヘクタールとする目標の8割まで達しております。

先月13日には、人吉・球磨地域田んぼダム効果等検証委員会の最終会合を開催し、検証結果等を報告するとともに、委員の方々から、今後の展開の方向性について御意見をいただきました。明日15日には、委員会から知事へ提言書が提出される予定です。

また、並行して県内4会場で田んぼダムマイスター研修会を開催しており、700人を超える多くの方々に参加いただいております。今後、これらの参加者をマイスターに認定し、各地域で普及啓発を行っていただく予定です。

引き続き、水田の貯留機能を最大限に発揮し、流域治水に貢献できるよう、人吉・球磨地域はもとより、県下全域への普及拡大に向けて、取組を進めてまいります。

4点目は、くまもと黒毛和牛のブランド化に向けた取組についてです。

当委員会での議論も踏まえ、令和3年3月にブランド統一を発表してから、丸2年が経過いたします。その間、関係者が一丸となって、各種キャンペーンや統一ロゴシール等による情報発信に取り組んでまいりました。

昨年5月には、県議会にも御協力いただ

き、首都圏への生体出荷の出発セレモニーや東京でのお披露目会も開催いたしました。

こうした取組の結果、東京都食肉市場への生体出荷頭数は、前年比約4倍の294頭となっており、また、一部の牛肉ブランドサイトでも上位にランクインするなど、認知度の向上にも手応えを感じております。

今後とも、くまもと黒毛和牛としてのブランド力向上に向け、関係者の皆様と一丸となって取り組んでまいります。

それでは、今定例会に提案しております議案の概要を御説明いたします。

後議として、予算関係3件を提案しております。

今回の予算は、蒲島県政4期目の総仕上げとして、熊本地震及び令和2年7月豪雨からの創造的復興を成し遂げ、新型コロナウイルス感染症等へ対応することを最優先に編成しております。さらに、本県農林水産業が持続的に維持発展できるよう、環境負荷低減と両立した稼げる農林水産業の実現に必要な事業を計上しております。この結果、一般会計と特別会計を合わせた総額は、713億円余となりました。

それでは、主な取組につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、熊本地震及び令和2年7月豪雨からの創造的復興につきましては、冒頭で御説明した田んぼダムの取組の普及、拡大を図るため、基盤整備、人材育成、普及啓発活動等に対する支援を行います。

このほか、農地や林道、崩壊した山腹などの農林水産関連施設等の早期復旧に着実に取り組んでまいります。

また、熊本地震からの創造的復興の総仕上げとなる大切畑ダムの復旧につきましては、湧水の発生による工事の遅れ等により、工期の延長及び工事請負費の増額を余儀なくされましたが、できる限り早期に完了できるよう、着実に取組を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症等への対応につきましては、影響を受ける農林水産業者の経営の維持、再建を図るため、さきの2月補正予算で計上いたしました施設整備や資機材導入等に対する支援に加え、県産農林水産物の販路拡大などに取り組んでまいります。

加えて、①食料自給率向上に直結するさらなる取組、②偽装根絶からのフードバリューチェーンの構築、③アサリの資源回復と流通推進、④緑の雇用の促進といった4つの挑戦で、食料安全保障の一翼を担うくまもとの実現に取り組みます。

また、各分野における担い手の確保やみどりの食料システム戦略に関する取組、持続可能な中山間地域づくりなど、これまで進めてきた重要課題に対する取組にも引き続きしっかりと取り組んでまいります。

さらに、GISなどのデジタル技術の活用や牛深ハイヤ大橋を含む漁港施設の長寿命化などにも力を入れてまいります。

以上が今回提案しております議案の概要でございます。

また、その他報告事項として、災害復旧事業の進捗状況等、新規就農者の状況及び時代に適応する熊本県立農業大学校運営の3件につきまして御報告させていただきます。

詳細につきましては、この後、担当課長から順次御説明させますので、御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○西山宗孝委員長 次に、付託議案について、担当課長から資料に従い順次説明をお願いいたします。

○徳永農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会説明資料、予算関係及び条例等関係について御説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

令和5年度当初予算総括表でございます。

表の左から2番目の欄、令和5年度当初予算額(A)の欄の一番下、合計欄を御覧ください。

農林水産部の令和5年度当初予算額の合計額は713億9,100万円余で、その右隣の欄、令和4年度当初予算737億5,100万円余と比較し、マイナス23億6,000万円余となっております。

比較増減の大きな額としまして、ページ中ほどより少し下の森林保全課が33億円余の減となっておりますが、これは、主に令和2年7月豪雨分の緊急治山事業の事業終了によるものでございます。

この後、当初予算の内容につきまして、各課から主なものについて御説明申し上げます。

4ページをお願いします。

農林水産政策課の予算でございます。

2段目の職員給与費につきましては、現在配置しております職員数に基づき計上しております。以後、このような職員給与費が度々出てまいります。全て同様でございますので、各課の分も含めまして、説明は省略させていただきます。

3段目、農政諸費の説明欄の1、農林水産業BDF利活用実証事業は、ゼロカーボンに向けた県の率先行動として、研究機関等でBDF利活用の実証及び啓発に要する経費です。

5ページをお願いします。

1段目、農政企画推進費の説明欄3、グローバル農業交流推進事業は、農業分野における海外との技術交流等に要する経費です。

2段目の農業公園費の説明欄1、農業公園運営事業は、指定管理者制度による農業公園の管理運営に要する経費でございます。

2、農業公園施設改修は、保全計画に基づく施設改修に要する経費でございます。

農林水産政策課は以上です。

○加藤団体支援課長 団体支援課でございます。

7ページをお願いいたします。

最下段の農業近代化資金等助成費は、説明欄1の農業経営の近代化に必要な施設整備等と2の営農負債を借り換えるための資金に対する利子補給です。

下のページ、1段目は、ただいまの2つの資金の利子補給について、償還期間中の債務負担行為の設定をお願いするものです。漁業の利子補給も同様をお願いしております。

9ページをお願いいたします。

上段の農畜産特別資金助成費は、家畜農家の経営改善のための借換え資金等に係る利子補給費助成です。

下段の認定農業者等育成資金助成費は、説明欄2の認定農業者に低利の運転資金を融資するための貸付原資について預託するものなどです。

下のページ、上段の説明欄1から4については、被災された農業者に対して、引き続き金融支援策を実施するものです。

なお、3の新型コロナ対策の資金は、国のセーフティーネット資金での対応とし、令和4年度までの融資分が対象となります。林業及び漁業も同様となります。

12ページをお願いします。

3段目の林業金融対策費について、説明欄1の(1)から、次のページ、13ページの(6)までは、森林組合、椎茸農協や樹芸農協等の多様な資金需要に対応するための貸付原資について預託するものです。

14ページをお願いします。

最下段の水産業協同組合指導費について、説明欄3と5は、漁業共済掛金の一部の助成や養殖共済の理解醸成活動の推進に係る経費で、災害等に対するセーフティーネット構築を進めるものです。

15ページをお願いいたします。

2段目の漁業近代化資金融通対策費は、漁船リースなど漁業経営の近代化を図るための資金に係る利子補給を行うものです。

最下段の金融対策費について、下のページ、説明欄2については、県海水養殖漁協及び県漁連に対し、事業運営に必要な資金を融資するための貸付原資について預託するものです。

3については、中小漁業者の経営改善のための借換え資金に係る利子補給です。

18ページをお願いいたします。

林業改善資金特別会計です。

3段目の林業・木材産業改善資金貸付金は、林業者及び木材事業者の経営改善等を支援するために貸し付ける無利子の資金です。

最下段の木材産業等高度化推進資金貸付金は、説明欄1の林業関係団体等が経営の合理化等のために必要な運転資金を低利で融資するための貸付原資を預託するものです。

2は、当該資金の貸付原資について、農林漁業信用基金からの借入期間満了により返済するものです。

20ページをお願いいたします。

沿岸漁業改善資金特別会計です。

2段目の沿岸漁業改善資金貸付金は、近代的な漁業技術の導入等に必要な資金を無利子で貸し付けるものです。

以上によりまして、令和5年度当初予算における制度資金全体の融資枠は、資金需要を見据えた予算を確保し、約151億円余となっております。

団体支援課は以上です。

○藤由流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

21ページをお願いいたします。

一番下の段、農物流通総合対策費の説明欄2、フードバレー構想推進事業につきましては、県南地域の活性化に向けたフードバレー

一構想の推進に要する経費でございまして、来年度は、構想策定から10周年、また、アフターコロナ期となりますので、各種フェアやセミナーの開催など、外向きの展開に努めてまいります。

下のページをお願いいたします。

説明欄の4、地域未来モデル事業につきましては、農林水産分野における企業等の先進的な設備投資に対する助成です。

令和4年度は、ハード事業4件、ソフト事業3件の約1億7,000万円を助成いたしました。令和5年度も同様の助成を予定しております。

6の6次産業化総合支援強化事業は、6次産業化により幅広い販売展開を目指すための商品開発、販売促進等に必要な加工設備等を支援し、体制強化をしております。

23ページをお願いいたします。

一番上の段の説明欄7、フードバリューチェーン構築推進事業は、新規事業となりますが、農林水産物の生産から加工、流通、販売までを価値の連鎖と捉えるフードバリューチェーン全体を最適化することで、付加価値や競争力を高める取組に対する助成でございます。

令和4年度に県と包括連携協定を締結いたしました株式会社デンソーのデジタル技術や改善ノウハウも借りながら事業を推進してまいります。

次に、一番下の段のブランド確立・販路対策費の説明欄1、くまもと地産地消革新プロジェクト事業は、令和4年度からスタートいたしましたSNSの活用による情報発信のさらなる強化や県民参加型のイベント等の開催など、くまもと地産地消推進県民条例の理念に沿い、地産地消の取組を推進するものでございます。

下のページをお願いいたします。

一番下の段、新しい農業の担い手育成費の説明欄、企業の農業参入トータルサポート事

業につきましては、他の産業から農業参入する企業の誘致と定着に向けた支援に対する経費でございます。

流通アグリビジネス課は以上でございます。

○高野農業技術課長 農業技術課でございます。

25ページをお願いします。

6段目の農業改良普及管理運営費の説明欄、協同農業普及事業は、各地域振興局農業普及振興課等の運営及び普及職員の現地での活動や研修等に要する経費でございます。

次のページをお願いします。

1段目の農業改良普及推進費の説明欄、スマート農業導入加速化事業は、スマート農業の導入に向け、位置補正情報を活用した自動操舵システムやドローンによる防除技術の現地実証及び普及等に要する経費でございます。

27ページをお願いします。

3段目の土壌保全対策事業費の説明欄1、環境保全型農業直接支払事業は、農薬と化学肥料を5割以上低減する取組と併せて、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体に対する助成でございます。

2の地下水と土を育む農業総合推進事業は、地下水と土を育む農業推進条例に基づき、県民運動の展開やグリーン農業の推進、環境保全型農業の生産拡大への支援等に要する経費でございます。

3の熊本型みどりの食料システム戦略推進事業は、循環型農業を実現するための温室効果ガス削減や環境負荷低減等に向けた新技術の開発、実証、普及に要する経費及び有機農業の生産拡大に取り組む市町村等への助成でございます。

次のページをお願いします。

2段目の病害虫発生予察事業費の説明欄2

の病害虫発生予察事業費は、病害虫防除所の運営及び病害虫の発生予察や海外から侵入するおそれのある病害虫の調査や蔓延防止等に要する経費でございます。

4段目から29ページにかけては、農業研究センターの管理運営費で、県下10研究所の管理運営や施設の維持補修、改修工事等に要する経費でございます。

飛びまして、30ページをお願いします。

最下段の試験研究費の説明欄1、耕種部門試験研究費は、作物、野菜、果樹などの栽培技術等の研究に要する経費でございます。

31ページをお願いします。

最上段の説明欄2の外部資金委託研究費は、国等の資金を活用した国立研究開発法人や大学、民間企業等との共同研究に要する経費でございます。

下から2段目の試験研究費の説明欄、畜産部門試験研究費は、畜産の飼養管理や草地管理等の研究に要する経費でございます。

農業技術課は以上でございます。

○池田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

32ページをお願いします。

4段目の農業改良普及費、説明欄のくまもと農業人財確保支援事業は、農業分野における人手不足を解消するため、多様な人材を農業現場に継続的に確保する取組に対する助成でございます。産地間の連携による外国人材による雇用の確保や農福連携の取組を進めてまいります。

最下段の農作物対策費の説明欄の1、経営所得安定対策等推進事業は、経営所得安定対策等の農業者への制度周知や作付確認を実施する市町村等に対する助成であり、主食用米からの転換を進めるための事業でございます。

33ページをお願いします。

2段目の米麦等品質改善対策事業費の説明

欄の3、新規需要米需要供給拡大事業は、飼料用米や米粉用米等の新規需要米の安定供給に向けた生産技術の向上や生産拡大及び米粉製造業者による米粉利用促進の取組に対する助成でございます。飼料用米、米粉用米の生産拡大にしっかりと取り組んでまいります。

その下、4、くまもとの米魅力発信・競争力強化支援事業は、「くまさんの輝き」をはじめとした県産米のブランド化に向けた生産振興、販売促進、消費拡大の取組に対する助成でございます。大消費地での知名度向上と消費拡大に取り組んでまいります。

その下、5、県産麦・大豆生産拡大総合推進事業は、ほとんどが県内流通でございます。麦、大豆の需要拡大及び生産拡大を図るため、生産者、製造業者、販売業者が連携した取組に対する助成でございます。県産麦、大豆の着実な消費拡大につなげてまいります。

34ページでございます。

1段目の畑作振興対策費の説明欄、地域特産物産地づくり支援対策事業は、茶、たばこなど、地域特産物の産地づくりに必要な施設等の整備やブランド化に向けた活動に対する助成でございます。

2段目のい業振興対策費の説明欄1、くまもと豊表価格安定対策事業は、イグサ農家の経営安定を図るため、豊表の価格下落に応じて補填金を交付するものでございます。

3段目の野菜振興対策費の説明欄の1、野菜価格安定対策事業は、野菜価格の安定対策のため、市場価格が下落した場合に補給金を交付するための資金造成でございます。

35ページお願いします。

説明欄の6、新たな野菜産地営農体系構築事業は、スマート農業技術等を活用しました産地力の強化に要する経費でございます。

具体的には、スイカの収量の高い農家の栽培技術を見える化し、マニュアルを作成することで、産地の維持を図るものでございます。

その下の7、「ゆうべに」ブランド推進・出荷体制構築事業は、「ゆうべに」の栽培面積の拡大とブランド確立に向けた商品開発、PR等に対する助成でございます。

DXの活用により、労働負担が大きい摘果作業あるいは集荷選別作業の省力化を進めてまいります。

36ページでございます。

説明欄の8、持続的露地野菜産地育成事業は、バレイショの産地育成に要する経費と実需者ニーズに応じた露地野菜の生産拡大に対する助成でございます。

その下は、先ほど御説明しました野菜価格安定事業の支払い補償に必要な債務負担限度額を設定するものでございます。

最下段の花き振興対策費の説明欄の3、花き管理DX推進事業は、カスミソウの品質の高位平準化や計画出荷のための栽培技術等の見える化に要する経費でございます。

37ページをお願いします。

果樹振興対策費の説明欄の2、次代につながる果樹産地づくり支援事業は、生産性の高い樹園地の整備や担い手を含む労働力の補完、確保の体制づくり及び気象変動に対応した生産技術の導入推進に対する助成でございます。果樹産地の生産基盤の強化や作業受託組織の育成を進めてまいります。

説明欄の4、次世代型果樹園モデル実証事業は、省力化栽培技術とスマート機器装備による労働生産性の高い果樹経営モデルの実証に対する助成でございます。

38ページでございます。

1段目の生産総合事業費の説明欄の1、強い農業づくり支援事業及び2、産地パワーアップ事業の2つの事業は、国の事業でございますが、生産性や収益性の向上に向けた施設や機械等の導入に対する助成でございます。

2段目、水田営農活性化対策費の2、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業は、土地利用型農業において、大規模法人の労働

生産性の向上の取組あるいは地域営農組織のコスト削減並びに中山間地域での機械の共同利用に必要な施設、機械の整備に対する助成でございます。

農産園芸課は以上でございます。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

39ページをお願いいたします。

最下段の畜産生産基盤総合対策事業費でございます。

説明欄1の家畜改良増殖総合対策事業は、種雄牛の造成、管理や家畜の能力向上に取り組む地域改良組織等への助成及び優良雌牛の保留推進や全国和牛能力共進会へ向けた取組等を支援するものでございます。

下のページ、説明欄3、熊本型放牧高度化支援事業は、熊本型放牧拡大のための位置情報確認システムなどによる放牧管理の高度化や放牧牛増頭に対する助成でございます。

2段目、畜産経営安定対策事業費でございます。

説明欄1、家畜畜産物価格安定対策事業は、肉用子牛、肉豚及び鶏卵の価格安定のための基金造成に対する助成でございます。

41ページをお願いします。

1段目、循環型耕畜連携体制強化事業費でございます。

説明欄1、環境保全型農業総合支援事業は、畜産環境の保全及び堆肥の生産、流通等に要する堆肥舎整備や堆肥散布機等の導入などに対する助成でございます。

2段目、畜産物市場流通戦略対策事業費でございます。

説明欄1のくまもと畜産物流通戦略対策事業は、県産畜産物のブランド化に向けた体制整備やPRイベント等の消費拡大の取組に対する助成でございます。

下、説明欄3、「くまもとの牛肉」首都圏流通ルート開拓支援事業は、全国のブランド牛肉が集まる東京都中央卸売市場食肉市場等

への出荷やPRなどの取組を支援することで、県産銘柄牛肉の首都圏における供給体制を構築し、県産銘柄牛肉の認知度向上と販路拡大を行うものでございます。

4、「くまもと黒毛和牛」トップブランド戦略対策事業は、「くまもと黒毛和牛」の認知度向上や需要拡大に向けた取組に対して助成するものでございます。

下から2段目、家畜衛生推進対策事業費でございます。

説明欄、くまもとの畜産業を守る獣医師獲得事業は、産業動物獣医師の確保を図るため、国が行う修学資金給付制度を活用して、獣医系大学生に修学資金を給付する畜産団体に対する給付原資の助成に加え、新たに、高校生を対象に、産業動物獣医師の魅力発信を行うためのDVD等の啓発資料を作成するものでございます。

最下段、家畜衛生・防疫対策事業費でございます。

説明欄の1から、次のページの6までの事業がございしますが、これらは、県内5つの家畜保健衛生所の管理運営に要する経費や家畜伝染病の発生予防と発生時の防疫資材の備蓄等に要する経費でございます。

まず、1の家畜保健衛生所維持管理費は、家畜保健衛生所の管理運営に関する経費でございます。

43ページをお願いします。

説明欄2、家畜衛生管理指導事業は、家畜所有者に対する家畜の慢性疾病対策費の伝染病予防のための衛生管理指導及び検査機器整備に要する経費でございます。

3の家畜伝染病防疫対策事業は、家畜伝染病、特に鳥インフルエンザや豚熱等の法定伝染病の発生予防と蔓延防止のための検査等に要する経費及び実施団体に対する助成でございます。

5、畜産防疫体制強化事業は、野生動物侵入防止対策に必要な設備整備等、畜産関係団

体の防疫体制強化のための取組に対する助成でございます。

6、野生イノシシ豚熱検査体制強化事業は、野生イノシシの捕獲及び検査材料採材のための委託費等、豚熱サーベイランス強化のための検査に要する経費でございます。

畜産課は以上でございます。

○中島農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

44ページをお願いします。

2段目の農村地域農政総合推進事業費、説明欄の1、くまもと農業の継承支援事業は、高齢等により経営移譲を希望する農家の資産を新規就農者等に継承する取組に助成するものでございます。

2のくまもと農業経営相談所総合支援事業は、農業者からの経営相談にワンストップで対応します経営相談所の運営に要する経費及び地域営農組織等の法人化に対する助成でございます。

45ページをお願いします。

説明欄の6、未来へつなぐ地域営農組織経営力強化支援事業は、地域営農組織の法人化や経営力強化に向けた取組に対して助成するものでございます。

8の農地集積加速化事業は、農地関連法の改正に伴い、市町村が行う地域計画の策定等に対する助成や農地集積を行った地域等への協力金を交付するものでございます。

9の農地中間管理機構事業及び下の10、農地流動化推進事業は、農地集積を推進する農地中間管理機構に対する助成でございます。

2段目の債務負担行為の設定につきましては、47ページの1段目にかかけまして、農業公社が農地売買等の事業を実施するための借入れ資金に関する損失補償として設定するものでございます。

47ページ、最下段の農業改良普及推進費、説明欄の1、農業次世代人材投資事業は、就

農前の研修期間及び就農直後の新規就農者に対しまして、定額の資金を交付する国の事業でございます。

下のページ、説明欄の2、新規就農者育成総合対策事業は、親元就農を含む新規就農者が就農時に必要となる機械や施設の導入に対して補助する経営発展支援事業や地域における新規就農者へのサポート体制整備に対する助成を行う事業でございます。

2段目の新しい農業の担い手育成費、説明欄の1、熊本型新規就農総合支援事業は、新規就農希望者に対する相談から研修、就農定着までの総合的な支援に要する経費でございます。

2のくまもと農のひとづくり事業は、農業経営塾など、農業者のスキルアップを図る講座開設に要する経費でございます。

49ページをお願いします。

説明欄の4の中高年移住就農支援事業は、国に先駆けまして実施します単県事業で、他県から本県に移住して就農を目指す50歳代の方の農業研修や就農時に必要な機械等の初期投資に対する助成でございます。

3段目の農業構造改善事業費、説明欄の農地利用効率化等支援交付金事業は国の事業で、担い手の経営発展に必要な農業用機械や施設の導入に対する助成でございます。

最下段から51ページ1段目までは、農業大学校に関する予算でございます。

下のページ、説明欄8の農大施設保全改修事業は、農大の保全計画に基づきまして、研究・講義棟ほかの施設改修を行う経費でございます。

51ページをお願いします。

説明欄9の農大教育トップリーダー育成事業は、時代のニーズに対応した担い手の育成に必要となりますカリキュラムの実施に要する経費でございます。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○青木農村計画課長 農村計画課でございます。

53ページをお願いします。

4段目の国営土地改良事業直轄負担金については、国営土地改良事業に係る県及び地元負担金で、八代市及び氷川町で実施しております八代平野地区ほか3地区を計上していません。

最下段の土地改良施設維持管理事業費については、説明欄のとおり、国営事業で造成された施設の維持管理を行っている土地改良区へ助成を行うものです。

下側、54ページ2段目の農業農村整備調査計画費については、説明欄の1、農業農村整備事業調査計画費は、農業農村整備事業の新規地区に係る調査や事業計画書の策定、土地改良施設に関する調査等に要する経費です。

2の田んぼダム普及・拡大推進事業は、流域治水の一環として、田んぼダムの取組を広げるための人材育成、普及啓発活動等に係る経費です。

55ページをお願いします。

1段目の国営土地改良受託事業費は、説明欄のとおり、国営事業換地受託費で、宇城市で実施している国営宇城地区緊急農地再編総合整備事業の換地業務を県が受託して実施するための経費です。

2段目の農業農村整備推進交付金は、説明欄のとおり、市町村や土地改良区が実施する国庫補助事業の対象とならない小規模な農業農村整備事業に対して助成を行うものです。

4段目の海岸保全直轄事業負担金については、説明欄のとおり、国営の直轄海岸保全事業に係る県の負担金で、玉名市の玉名横島地区ほか1地区分でございます。

農村計画課は以上です。

○永田農地整備課長 農地整備課でございます。

56ページをお願いします。

最下段の換地処分清算金は、県営土地改良事業における換地の権利者間の不均衡を金銭清算するための経費です。

57ページをお願いします。

1段目の土地改良施設維持管理事業費の説明欄1、土地改良施設突発事故復旧事業は、パイプラインや用排水機場などの土地改良施設が突発的に故障した場合の復旧に対応するための経費及び助成を行うものです。

2、土地改良施設維持管理強化事業費は、土地改良区等の施設の管理者に対する技術支援と施設の補修に対する助成を行うものです。

下のページ、1段目の県営中山間地域総合整備事業費の説明欄1、県営中山間地域総合整備事業費は、中山間地域において農地の区画整理などの生産基盤整備と集落道路などの生活環境整備を総合的に実施するものです。

令和5年度は、第二上益城中央地区ほか23地区で実施する予定です。

3段目の団体営農業農村整備事業費は、用排水路の改修など、農業農村整備を実施する市町村に対して助成を行うものです。

令和5年度は、熊本市の南尾迫地区ほか80地区で実施する予定です。

59ページをお願いします。

1段目の農業生産基盤整備事業費は、農地の区画整理や用排水路、農道の整備と併せて、担い手への農地集積を行うことで、生産コストの低下や高収益作物の導入を図るものです。

令和5年度は、熊本市の第一海路口地区ほか66地区で実施する予定です。

2段目から60ページは、農業生産基盤整備事業費の債務負担行為の設定です。

説明欄1の第一海路口地区から6の小島地区までの6地区について、排水機場等の整備における工期が複数年となることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

最下段の農地防災事業費は、防災ダムやた

め池、湛水被害防止施設、地すべり防止施設及び海岸堤防等の整備を実施することで、農地や農村地域の防災、減災を図るものです。

令和5年度は、宇土市の松原地区ほか33地区で実施する予定です。

61ページをお願いします。

農地防災事業費の債務負担行為の設定です。

説明欄1の上杉地区から5の竜北地区までの5地区について、排水機場整備における工期が複数年となることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

下のページ、1段目の単県農地防災施設管理費について、説明欄、県管理土地改良施設等総合マネジメント事業は、県が管理する海岸保全施設等の補修や維持管理及び地滑り防止区域等の点検等に要する経費です。

3段目の団体営農地等災害復旧事業費は、農地や農業用施設の災害復旧を実施する市町村に対して助成を行うものです。

4段目の県営農地等災害復旧事業費は、県営で実施する農地や農業用施設の災害復旧に要する経費です。

令和5年度は、大切畑地区ほか4地区で実施する予定です。

その下の債務負担行為の設定については、大切畑ダム復旧工事の完了に合わせて、復興事務所の施設賃借のための債務負担行為の設定をお願いするものです。

農地整備課は以上です。

○吉住むらづくり課長 むらづくり課でございます。

63ページをお願いします。

中段の農政諸費、説明欄の世界農業遺産推進事業費とその10周年記念事業に関する予算でございます。

阿蘇の草原の維持と持続的農業が、国連の食糧農業機関から平成25年5月に認定されております。

説明欄1は、この農業を次世代に継承するための農作物の販売促進及び草原再生の加速化に要する経費でございます。

2は、来年度10周年を迎えますので、記念式典の開催や農業遺産を活用した食による付加価値創造の取組に要する経費でございます。

続きまして、下段の農村地域農政総合推進事業費の説明欄の1、ふるさとの食継承・活用推進事業は、農山漁村の食文化の継承と活用を図る食の名人の認定に要する経費でございます。

下の棚田地域振興推進事業は、棚田地域の指定と振興に要する経費でございます。

その下の山村振興対策事業費でございますが、説明欄1の中山間地域等直接支払事業は、中山間地域等の条件不利地域において生産活動を継続する農業者等に対する交付金です。国庫に県の負担を加え、市町村に交付いたします。

65ページをお願いします。

上段の農作物対策費に説明欄の鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業を挙げております。

これは、鳥獣被害防止のための防護柵の設置等の施設整備や捕獲の補助金、人材育成や対策技術の普及、捕獲した鳥獣のジビエ等としての活用等の取組に要する経費でございます。

中ほど、農業構造改善事業費でございますが、3の中山間農業モデル地区強化事業は、中山間地域でモデルとなる事例づくりとその波及に要する経費でございます。

その下、4のスーパー中山間地域創生事業につきましては、令和3年度から、県内の中山間地域の魅力を発信する地域をつくっていきこうと始めたもので、5年度は、県費による支援が必要なものの補助、国庫事業を活用するための受入れに要する予算でございます。

続きまして、5は、新規で国が進めていま

す農村RMO形成推進事業でございます。

農業生産だけでなく、生活支援も包含する組織を育成していこうというものでございます。

その下、中段ほどに国庫支出金返納金、説明欄、経営構造改善事業の国庫返納金でございます。

同事業補助金を活用して取得した施設の財産処分に伴う国庫支出金の返納金で、事業主体から受け入れ、国庫に返納いたします。

最下段、土地改良費、農地・水・環境保全向上対策事業費の説明欄、多面的機能支払事業は、農業農村の多面的機能の維持を図る活動、理解促進活動や用排水路や農道などの寿命を延ばす活動など、多面的機能の向上を図る活動に対する助成です。中山間地域等支払いと同様、国庫に県負担を加え、市町村に交付します。

むらづくり課は以上です。

○伊藤技術管理課長 技術管理課でございます。

67ページをお願いします。

3段目の地籍調査費は、説明欄のとおり、八代市ほか11市町村が実施する地籍調査に対する助成でございます。

5段目の農業土木行政情報システム費につきましては、説明欄1のCALS/EC事業は、電子入札や工事の進行管理システムに係る運用保守管理等に要する経費の農業土木負担分でございます。

2のくまもと農地GIS利活用DX推進事業は、くまもと農地GISシステムの運用管理や利便性を高めるためのデータ作成更新等に要する経費でございます。

その下、68ページ、3段目の林政諸費は、説明欄のとおり、先ほど御説明しました電子入札や工事の進行管理システムに係る運用保守管理等に要する経費の林務水産負担分になります。

技術管理課は以上でございます。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございます。

資料の69ページをお願いします。

3段目の林政諸費の説明欄2の森林経営管理制度運用支援事業につきましては、令和元年度にスタートしました森林経営管理制度について、運用主体である市町村を支援するサポートセンターの運営等を行うものです。

また、3の森林再生支援事業につきましては、ウッドショック等を契機に主伐が進む中、森林組合等の事業体に対し、再造林、下刈りの事業拡大に対する助成を行うほか、さらに新規として、課題となる育林従事者の不足に対応し、林業未経験者など事業体での新たな育林従事者の確保に対して助成を行うものです。

下のページ、4の新規事業である森林共同管理推進事業につきましては、山村地域では高齢化などが進み、所有者自らによる森林管理が困難となっていることから、今後へ向け、地域の所有者の共同による森林管理の仕組みづくりができないかということに関して、モデルとなる地域を選定し、所有者の意向やそれに応じた仕組みの可能性などについて調査をするものです。

71ページをお願いします。

水とみどりの森づくり事業費の説明欄1の防災・減災・景観保全森林整備事業につきましては、森林所有者による管理が困難な人工林の強度間伐や作業道の整備に対して助成を行うものです。

また、2の次世代につなぐ森林づくり事業は、伐採跡地での確実な森林再生のため、植栽や伐採後の保育、広葉樹への転換について助成を行うものです。

次に、3の森林吸収量クレジット化推進事業は、国の森林吸収量の認証制度を利用し、森林吸収量のクレジット化の促進をするた

め、制度の周知や認証申請手続のサポートとなるコーディネーターの配置を行うほか、新規として、事業者において、国の計画の登録に当たって必要となる第三者機関の審査費用について助成を行うものです。

5の自伐林家等育成対策事業につきましては、自伐林家や林業研究グループの育成を図るため、林業大学の自伐林家育成コースとして安全作業等の基礎研究などを行うほか、新規に補助を活用して、自伐型林業等の推進に当たって必要となる資機材の整備等について助成を行うものです。

下のページ、7の災害のリスクを低減させる森林づくり推進事業につきましては、近年の山地災害の頻発化、激甚化を踏まえまして、林業と県土保全の両立を図るため、山地災害リスクの予測に必要な地図情報の整備、提供をし、林業事業者での林地保全の取組について助成をするほか、新規として、林地への影響が少ない架線による集材を推進するため、技術者育成のための現場研修を行うとともに、資格取得に対して助成を行うものです。

また、8の新規事業である森林再生コーディネート事業は、県内でも伐採が進む球磨地域において、造林未済地の解消のため、所有者へ再造林の働きかけなどを行う専門員の配置について、市町村で構成する協議会に対し助成を行うものです。

73ページをお願いします。

3段目の林業公社貸付金の説明欄、林業公社事業につきましては、熊本県森林整備資金貸付条例に基づく林業公社への貸付け等を行うものです。

最下段の流域総合間伐対策事業費の説明欄、間伐等森林整備促進対策事業につきましては、用途別の木材需要に的確に対応するための間伐材の伐倒、搬出や路網整備に対する助成を行うものです。

下のページ、2段目、造林事業費の説明欄

1の森林環境保全整備事業につきましては、森林整備の基本となる国庫補助事業であり、植栽、下刈り、間伐など、一連の造林事業に対して助成を行うものです。

75ページをお願いします。

2段目、試験調査指導費につきましては、説明欄に記載のとおり、林業研究・研修センターの試験研究などに要する経費となっています。

4段目の県有林費につきましては、下のページ、3段目の県有林造成事業費の説明欄のように、県有林での森林整備など、県有林の整備や管理に要する経費を計上するものです。

森林整備課の説明は以上です。

○廣田林業振興課長 林業振興課でございます。

77ページをお願いします。

4段目の国庫支出金返納金は、説明欄のとおり、森林整備促進及び林業等再生基金事業国庫返納金で、これまでに当該事業で資金融通した事業主体からの償還金を国庫に返納するものです。

78ページ、2段目の林業労働力対策事業費は、林業担い手の確保、育成を図るものですが、説明欄1のICT技術活用促進事業は、木材の効率的な生産管理体制を構築するために、林業事業者が森林所有者へ施業内容を提案する際に使用する施業提案ソフトの導入に対する助成を行う新規事業でございます。

2の次世代林業・担い手強化支援事業は、ドローンなどの新技術を活用し、林業イノベーションを進めるための研修会開催や林業事業者の機械導入に助成するものです。

4の豊かな森林づくり人材育成事業は、林業への新規参入者を確保するために要する経費のほか、次年度から新たに林業従事者の人間ドックや蜂アレルギー対策などの就業環境の改善に要する経費を支援するものです。

79ページをお願いします。

5のくまもと林業大学校人財づくり事業は、林業就業希望者に対し、林業に必要な技術と現場力を習得させるための長期課程や林業就業に必要なチェーンソーなどの資格取得を支援する短期課程など、くまもと林業大学校の運営に要する経費です。

最下段の木材産業振興対策費のくまもと県産木材DX推進事業は、製材加工業界におけるデジタル技術を活用した生産管理体制や安定供給体制を構築するための研修会開催やDXアドバイザーの派遣を行う新規事業でございます。

80ページの県産木材需要拡大対策費は、あらゆる場面で県産木材の需要拡大を図る予算ですが、説明欄2のくまもとの木を活かす木造住宅等推進事業では、県内で木造住宅等を建築する工務店等に対し、県産木材の柱や板を提供する事業です。

5のくまもと間伐材安定供給対策事業は、間伐材の利用拡大を図るため、流通経費の一部を市町村を通して助成する事業です。

81ページをお願いします。

1段目の木材需給安定対策費は、説明欄のくまもと県産木材SCM構築対策事業において、今後需要が見込まれる中大規模木造建築物等に対する新たな流通体制の確立に向けて開発したシステムの改良や実証に対し助成を行うものです。

2段目の林産物振興指導費は、シイタケやタケノコなどの特用林産物の生産施設整備や販路拡大を支援するものですが、説明欄1の原木しいたけ生産DX実証事業では、これまで経験と勘に頼っていた原木シイタケの生産効率化のため、栽培環境のデータ収集を行う新規事業です。

82ページ、2段目の林業・木材産業振興施設等整備事業費は、製材加工施設や林業機械の導入を支援するものですが、説明欄1の林業・木材産業振興施設等整備事業で、製材工

場などの木材加工流通施設等の整備に対し、国庫補助を活用して助成を行うものです。

下から2段目の林道費は、森林整備や林業生産性の向上、山村地域の生活環境の改善などを図るための林道整備に関する予算です。

最下段の林業事業費から、次のページ、83ページの最下段の単県林道事業費まで、それぞれの説明欄のとおり、県営による林道開設や市町村営による林道の開設、改良などを行うものです。

84ページをお願いします。

2段目の過年林道災害復旧費は、令和2年7月豪雨や昨年の台風14号災など過年度に発生した災害により被災した林道の復旧を行う市町村へ助成を行うものです。

林業振興課は以上です。

○中尾森林保全課長 森林保全課でございます。

85ページお願いします。

3段目、林政諸費の説明欄2の森林サービス産業創出支援事業は、森林空間を活用して、観光、レジャー、健康などの分野で新たなビジネス創出を支援するもので、令和2年7月豪雨で被災した人吉・球磨地域をモデル地区として、地域協議会が行う森林サービス産業創出プランの作成に対する助成で、緑の雇用の一環として進めてまいります。

下のページ、1段目、水とみどりの森づくり事業費でございます。

説明欄1の県民の未来につなぐ森づくり事業は、県民参加の森づくり活動や森林公園の整備、森林環境教育等を実施するNPO法人等に対する助成です。

87ページをお願いします。

2段目の治山事業費です。

説明欄1の治山事業は、山地災害箇所の復旧及び予防工事で、施工箇所は、県内一円で90か所で行います。

2の治山激甚災害対策特別緊急事業は、令

和2年7月豪雨により発生した山地災害で緊急かつ集中的に実施が必要な治山事業で、令和3年度から5か年で実施するものですが、来年度は22か所で計画しております。

下のページ、1段目、説明欄4の山地災害情報共有システム構築事業は、災害発生時にタブレット等のデジタル端末を活用して、現地の位置情報や被災状況を森林クラウド型GISと連携するシステムを構築するもので、業務の効率化を図っていく経費です。

2段目の緊急治山事業費です。

説明欄のとおり、現年発生 of 山地災害箇所を緊急に実施する復旧事業に要する待ち受けの予算です。

令和2年7月豪雨に係るこの事業は、令和4年度をもって完了したことから、来年度は予算を大きく減額しております。

89ページをお願いします。

下から2段目、保安林整備事業費です。

保安林の水源涵養機能や土砂流出防止機能などを維持、強化するために、下刈りや本数調整伐、流木対策等の森林整備に要する経費です。

90ページの下から2段目、過年治山災害復旧費は、昨年9月の台風災害により被災した治山施設の復旧工事に要する経費で、令和2年7月豪雨に係るこの事業が令和4年度をもって完了したことから、来年度は予算を大きく減額しております。

91ページをお願いします。

1段目の直轄災害復旧事業負担金は、令和2年7月豪雨に係る芦北地域の治山施設の復旧を国の直轄代行でお願いしており、最後に残った全3か所の完成に伴う県の負担金を計上するものです。

森林保全課は以上です。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

93ページをお願いします。

下段、浅海増養殖振興事業費の説明欄2、クマモト・オイスター養殖業事業化促進事業は、クマモト・オイスターの生産コストを削減する技術開発や認知度向上、販路拡大など、養殖の事業化に向けた生産体制の確立に取り組むものです。

下のページ、下段、水産物流通対策事業費の説明欄1、県産あさり流通推進事業は、純粋な県産アサリを消費者に確実に届けるための熊本モデルの持続可能な運用体制を構築するとともに、産地偽装を抑止するための生産から流通、販売過程での監視やDNA分析に取り組むものです。

95ページをお願いします。

上段の説明欄4、稼げる水産業づくり推進事業は、浜の活力再生を図るため、県産水産物の魚食普及、販売力の強化、加工等の独自産業化に取り組む漁協等を助成するとともに、令和4年12月の水産流通適正化法の施行に伴い、アワビ、ナマコの特水産動植物の取扱事業者の届出制度が導入されたことから、特定水産動植物の適正な流通販売を推進するための普及啓発等に取り組むものです。

下のページ、下段、水産資源保護育成事業費の説明欄1、県産あさり資源回復事業は、県産アサリの資源回復を図るため、熊本県産あさりを守り育てる条例に基づき、アサリ資源の保全、育成が必要な漁場を指定した区域において、アサリの増殖試験や稚貝の保護、食害対策などの取組を支援するものです。

下の2、有明海・八代海再生事業は、有明海沿岸3県、国と協調し、有明海、八代海におけるアサリ、タイラギなどの特産魚介類の生息環境の調査や増殖技術の開発を進めるとともに、種苗の共同放流に取り組み、漁場環境の改善や水産資源の回復を図るものです。

97ページをお願いします。

1段目の説明欄3、さかなを守り育む豊かな海づくり事業は、漁協や市町等が連携して取り組むマダイやクルマエビ等の共同放流へ

の支援や放流効果の把握に取り組み、実効性のある資源造成型の栽培漁業を推進するとともに、持続的な漁獲を図るため、水産資源の資源評価に基づいた資源管理体制の整備に取り組むものです。

101ページをお願いします。

水産研究センター費の説明欄10、ブリ人工種苗量産技術開発試験と、下のページ、13、ブリ親魚養成・採卵技術開発試験は、ブリ養殖に必要な種苗を確保するため、人工種苗の供給体制の構築を図るもので、採卵するブリ親魚の養成技術と採卵技術の開発、種苗の量産技術の確立に取り組むものです。

水産振興課は以上です。

○植野漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

103ページをお願いします。

最下段の水産環境整備事業費は、覆砂等による干潟の底質改善や浅海域での藻場の造成等に要する経費で、熊本有明地区ほか2地区で施工を予定しています。

次のページの2段目の漁港関係海岸保全事業費のうち、説明欄1の漁港関係海岸保全事業費(県管理漁港)は、堤防、護岸等の整備に要する経費で、天草市の牛深漁港海岸の耐震対策工事を予定しています。

2と3は、市町が実施する海岸事業に対する指導監督に要する経費です。

4の災害関連大規模漂着流木等処理対策事業費は、災害により海岸に漂着した流木やごみ等の処理に要する経費です。

105ページをお願いします。

説明欄の1、単県漁港改良事業費は、漁港漁場及び海岸施設の小規模な整備に要する経費で、二江漁港の護岸かさ上げなどを予定しています。

2の単県漁港漁場施設補修事業費は、小規模な補修に要する経費です。

3の水産基盤整備交付金は、水産基盤整備

や漁場の保全、回復に資する事業を実施する市町や漁協に対する交付金です。

下のページの1段目の説明欄の1、漁港管理費は、県管理漁港及び海岸の適正な維持管理を行うために要する経費です。

2は、牛深漁港の浄化施設の管理運営に要する経費です。

2段目の漁村再生整備事業費は、漁村の再生を図るための生産基盤及び生活環境の整備に要する経費で、佐伊津漁港の浮き桟橋整備などを予定しています。

3段目の漁港関係港整備事業費のうち、説明欄1の水産物供給基盤機能保全事業費は、漁港施設の長寿命化対策に要する経費で、防波堤や浮き桟橋の補修や堆積土砂のしゅんせつ、ハイヤ大橋の恒久対策工事等を予定しています。

2の漁港漁場整備事業負担金は、宇土市管理の住吉漁港の土砂受入れ整備に係る環境調査に対する県の負担金です。

107ページをお願いします。

1段目の水産流通基盤整備事業費は、牛深漁港の浄化施設の改修に要する経費です。

2段目の水産生産基盤整備事業費のうち、説明欄の1が県管理漁港、2が市町村管理漁港における漁港施設の整備に要する経費で、県管理では、赤瀬漁港の突堤整備を、市町村管理では、天明漁港ほか1漁港の物揚げ場や浮体式係船岸の整備などを予定しています。

下のページの1段目、海岸漂着物等地域対策推進事業費は、台風や大雨等により海域に流入するごみの回収、処分に要する経費です。

3段目の現年漁港災害復旧費は、災害が発生した場合に早期復旧を図るための経費です。

漁港漁場整備課は以上です。

○西山宗孝委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いま

す。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま簡潔に説明をいただきたいと思えます。

それでは、質疑ございませんか。

○前川収委員 まず、部長のほうから冒頭御報告がございましたけれども、「くまもと黒毛和牛」のブランド化に向けた取組、しっかり頑張っていたいただいております。

その中で、御報告にもありましたけれども、昨年5月からですかね、首都圏へ生体出荷ということで、東京都の食肉市場へ生体出荷という形で、昨年度で前年比約4倍というように、たくさん、294頭も出してきてきたということで、私はやっぱり統一ブランドをつくってきたことの成果が数字として出てきているなということを感じております。

そこでありますが、第1問ですが、今そういう取組をやってらっしゃいますが、経済連であったり、それからそれぞれの企業でやってらっしゃる部分も様々あります。それを一緒にしようというのが、この企画でありますけれども、やってらっしゃって感じる問題点、ここをどう改善すればいいとか、そういう話がもしあれば教えていただきたいというふうに思えます。これが第1問です。

それから、第2問は、多分流通アグリビジネス課になるんだろうと思いますが、21ページ以降ずっと説明をいただいております。農産品をどうやってうまく売っていくかということで、それぞれ御苦労をいただいているというふうに思いますが、農産品の輸出促進という言葉が、さっきの説明の中ではちょっと私は聞き取れてなかったんです。

台湾との関係、TSMCがやってきて、空港も新しくなるということでありまして、先

日の質問の中でも、貨物をしっかり、海外輸出も含めた貨物便というのをつくっていかなくやいかぬという話ではありますが、熊本の強みというのは、やっぱり豊かなおいしい農産品というもの、これはもう明らかに熊本は強いと思ってまして、台湾だけにこだわるつもりはありませんけれども、例えば、台湾に対して、さっき言った熊本の和牛の統一ブランドを輸出するという形とか、それから、新しく皆様が開発いただいたかんきつのミカンのおいしいやつは、名前はちょっと忘れちゃったけれども……（「ゆうばれ」と呼ぶ者あり）ゆうばれか、あのミカンはおいしいですよ。私、びっくりするぐらい何かみずみずしくておいしいなと思いました。そういうのも多分海外に持っていけば、これはもうすごく売れると思うし、とっても喜ばれると思います。

そういったものが、流通アグリビジネス課かどこか分かりませんが、輸出をしたいという人たちがたくさんいらっしゃいます。やっぱりしっかりまとめて、ワンストップでこうこうやればできますよという、そういうサービスもつくってもらいたいなと思ってますが、どっかにそれがあれば教えてください。

以上です。

○鬼塚畜産課長 今委員より御質問がありました統一銘柄のこれまでの取組、改善点ということですが、もう2年が経過しまして、それぞれ農業団体、事業系の団体と毎月いろいろ打合せをしていただきながら取り組んでいるということで、その辺については非常にいいところかなと思ってます。

改善点として挙げるのであれば、今東京都を中心に、関東に首都圏のほうに出荷してましますけれども、これをやっぱりいかにしっかり定着させて、もう少し頭数を上げていくというのが1つ、特に首都圏については、いいものはいいい評価が出るということなので、やっ

ぱりいい牛というか、それをしっかり出していく。それには生産のところの取組も必要だと思っておりますので、とにかく品質のいいものを関東のほうにしっかり持っていき、それをしっかり定着させていくというのが今後の課題になろうかとは思っています。

以上です。

○徳永農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

輸出につきましては、窓口は販路拡大ビジネス課ということでございまして、それぞれの品目については、畜産課あるいは農産園芸課等と一緒に協力しながら進めているところでございます。

実際、販路拡大ビジネス課を中心としまして、具体的には、香港やシンガポールなど、植物検疫等の非関税障壁、いわゆる輸出の壁、そういうものに対する対応、それから、国と連携しまして、事業者等への各種サポートなどを農林水産部も連携して行っているところでございます。

以上でございます。

○前川収委員 まずは、畜産、熊本統一ブランドの話でありますけれども、ぜひ定着してもらいたいと。考えてみると、東京市場にはなかなか熊本から出てなかった、生体で持って行ってなかったということが、こうやって持っていけるようになったと。これはもう統一ブランドをつくったおかげだというふうに御評価いただいているんだらうと思います。

あとは、東京市場のほうが高く売れるよと、簡単に言えば、熊本で出すよりも東京市場のほうが高い。輸送コストを含めても生体で持っていくコストを含めても高いという、そういうものにしていかないと、向こうで値段は変わりませんと言われたら、輸送コストは当然損するわけですから、そういった付加価値をしっかりとつけていくということに努力

をいただきたいと思います。

高値安定でしっかり定着していくように、そのことがやっぱり皆さんの自信にもつながるし、熊本の牛はおいしいということが、海外に向けてもしっかりPRできるようになっていこうというふうに思いますので、ぜひこれは引き続き頑張っていただければというふうに思います。

以上です。

それから、輸出のほうは企画ですか、やってるのは。

○徳永農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

観光戦略部の販路拡大ビジネス課というところが窓口でございまして、農林水産部も連携して取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○前川収委員 分かりました。それが分からないぐらい分かりにくいです。私も知らなかった。多分誰も知らなかったでしょう。多くの皆さん方もあまり知らない。ただ、知られてないということは、これは大きな問題でありまして、意欲ある人たちが、どこに行きやいいのかと、県庁のどこだろうかと。県庁って敷居が高いんですよ。皆さんにとっては低いかも知れないけれども、ほかの人たちから見りゃ県庁ってやっぱりとても敷居が高いわけですから、もっと分かりやすくぜひしていただきたい。

取り組みたいという意欲は、物すごく今高まっています。これは、私は、TSMCインパクトだと思っておりますけれども、特に台湾に対して。非常に親日的ですし、それから台湾の人たちも、こっちにも来たがってるし、日本人も行きたい。そこで止まらないというのがTSMCの影響と思っております。それが、我々の普通の生活とか、そういった産業、いわゆる機械産業だけじゃない、農産品

まで含めた広いつながりというものをつくられるチャンスだというふうに思っていますので、ぜひ部は違っても、この農林水産部のほうから積極的に働きかけをしていただきながら、輸出したいという人や輸出すべき素材というのは、私たちの想像以上に向こうから見ればおいしいものがたくさんあるというふうに思っていますので、ぜひそれに取り組んでいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○竹内農林水産部長 例えば事業者さんのほうが農産物を輸出したいというのが農林水産部に来た場合、農産園芸課、流通アグリビジネス課、そして観光戦略部、ここをすぐつなぐようにしております。ですので、たらい回しするのではなくて、生産者からいただいている分は、全て農林水産部で一旦お受けしておつなぎする。それから、やはり輸出するに当たっては、生産上、農薬の基準とかを守る必要がありますので、そのあたりについては、私どもの生産経営局のほうでしっかり一緒にやっているところでございます。

あるいは、台湾を絡めてのいろんなお話についても、部連携しながらやらせていただいておりますので、そこらあたり、今後輸出についてもしっかりやっていく必要がありますので、うちとしても生産主体としてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○前川収委員 ありがとうございます。

たらい回しにはしてませんというお話でありましたので、ぜひワンストップで分かりやすくやっていただければと思います。

以上です。

○西山宗孝委員長 関連して。

私も、観光戦略部でもできて、こういうところで扱っているのかと、意外といいます

か、知りませんでしたけれども。むしろ国内でトップレベルの熊本の農林水産物関係については、農林水産部のほうから観光戦略部を動かして、啓発も——非常に関心も高いということも私も感じておりますので、主体性を持って連携を越えないといかぬと思います。よろしくお願いします。

ほかに御意見ございませんか。

○緒方勇二委員 85ページの森林サービス産業創出支援事業、それからすみません、71ページの防災・減災・景観保全森林整備事業、この2点についてお尋ねいたします。

森林所有者による管理が困難な人工林の強度間伐や作業道の整備に対する助成が挙げられておりますが、実は、地域おこし協力隊を経て、チェーンソー製材をする人たちがおられるんですね。荒廃した管理が困難な森林所有者、そういうところを自伐林家みたいなやり方をされてます。そして、その後をバギー場にされてますよ。ということは、森林サービス産業の創出につながるんだろうと思うんですね。あらゆる人材が森林に入り込んで、新たな観光資源にもなるかも分かりません。

こういう人たちへの——チェーンソーで製材をされて、レジンテーブル作っておられます。こういうものを輸出したいとおっしゃいます。で、これは地域協議会が行う森林サービス産業創出プランに対する助成とかうたわれてますが、私、こういう人たちがたくさん今から出てくるんじゃないかなというふうに思います。

実は、昨日私の事務所にお尋ねにこられて、奥様はロシアのカザン大学出身ですよ。九大に今学ばれておってですね、今津奈木の海の家を借りて、そこをきれいに自分でDIYして、県内各地、災害で倒れた松であるとか、ブナであるとか、いろんなものを分かれて製材されて、そういうことをされてます。

私、自伐林家の支援事業もあると思うんで

すが、林業大学校の人財づくり事業にもあると思うんですが、即戦力もそうです。幅広い林業の担い手をつくる上で、私、そういう人たちも育てあげて、導いてあげるべきだろうというような思いが、昨日はお話を聞いておって思いました。

どういのが今から支援として欲しいですかと言ったら、林内の搬出する、何ですか、ウインチでこう引っ張るぐらいのもんでしょう。多分そんなのがあって、バギーで引き出しもできますのでというようなこともおっしゃいますし、何か私たち、大規模な素材業者であるとか、そういう支援のことをずっとイメージしておりましたけれども、今後は、やっぱり自伐林家に対する里山林を守っている人たち、こういう人たちもしないといけないんじゃないかなというふうに感じておりますので、森林保全課がこの辺のニーズをつかまえて何かやられるお考えはあるのかどうか、まず教えてください。

○中尾森林保全課長 森林保全課でございます。

委員から御指摘のあった、自伐林家等の支援も含めて、いろんな場面で雇用を受け入れていくということがやっぱり重要というのは、我々も十分認識しております。

その中で、森林組合が核となったり、球磨村で先行して森林サービス産業というのをさせていただきまして、中には、森林組合とラフティングをするグループとの雇用の連携とか、暇な時期を使って森林整備をやるとか、そういったこともこれまで取り組まれてきました。

今先生からは、それ以外にもいろんな目指しが今あるんだというお話を聞きましたので、ぜひこの地域協議会にそういったいろんな情報を吸収して、地域協議会には各市町村も入っておりますので、そういった地域の声を酌みながら、それが地域の雇用につながる

ように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、最近、トレイルランですとか、森林セラピーとか、またそういった新たな雇用というものも出てきておりますので、そういったものと引き続き連携していきたいというふうに思っております。

また、自伐林家の具体的な施策については、ちょっと森林保全課だけではままたまらない部分もございます。うちの課でいうと、多面的機能発揮といったものもございますので、そういったのも使いながら、森林局3課で連携を取って支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございます。

自伐林家の方への支援をとということでのお話だったと思います。今までのそういう大きな事業者だけではなくて、そういう多様な担い手をつくるべきではないかというような御質問だったと思います。

それについて、71ページ、5番目の自伐林家等育成対策事業におきましては、次年度、新規としまして、資機材の整備への支援ということで、例えば、そういう、まさに国のほうも、自伐型林業の推進みたいなことを多様な担い手の確保という文脈の中で今言い出しておりますので、そういった部分の助成なんかも県としても受け入れながら、先ほど言ったような小さな機械の整備だとか、そういうところについて支援をしていくということを考えているところでございます。

○緒方勇二委員 中尾課長からありがたい答弁いただきましたけれども、ぜひあのバギー場は、中尾課長が走れるようなトレイルランに仕上げたいと思います。

それから、笹木課長のほうのこれは答弁な

かったんですが、くまもと林業大学校ですね。今度、23名ですかね、定員を拡充されて。私は、幅広い林業の担い手は、何も伐採する人たちだけをつくるんじゃないくて、いろいろやってみたい人おられると思うんですよ、森林のサービス産業の創出のためにね。自伐林家も、当然受け入れてあげる。そして、いろんなことをしたい人たちがおると思うので、レジジテーブルを作りたい人たちもおられるでしょう。そういう人たちも含めた、私は、林業大学校の在り方のほうが幅広く人材を確保できるんじゃないかなと思いますので、その辺のこともぜひお考えいただきたいと思います。

それから、すみません、また85ページに戻りますけれども、この山村多面的機能発揮対策事業、これは、部長の冒頭の説明の中で、田んぼダムのマイスター700人ぐらいを集めて行うというふうなお話でしたけれども、私、これはありがたい事業として、放置竹林の整備がたくさんこれでできるんだと思います。

環境保全型農業を考えたときに、竹材をパウダーに竹の粉にして、水田でそれを大体1反に500キロぐらいですか、入れると雑草対策になるし、農薬を減らすことにもつながるでしょう。

そういうことを考えると、これは、林の世界なんですけれども、農のほうとももう少ししっかりと連携していただいて、環境保全型農業のほうをもっと推進するのであれば、グリーン農業もですよ、50%ほど減らす農業のことをうたわれるのであれば、この辺としっかりと連携してほしいんですよ。

で、竹材の2次的利用をもう少し踏み込んで堆肥化するなり、そういう除草剤抑えになるような農薬を減量化するとかということになるのであればありがたいので、もう少しここを何か考えがあるなら教えてください。

というのが、田んぼダムに取り組む以上、あぜに農薬、物すごく除草剤なんかも振られますけれども、やっぱりこの辺が弱いと、すぐ崩れたりしますので、私、この多面的発揮対策事業ともうちょっと連携したほうが、田んぼダムのマイスター700人とおっしゃいますけれども、取り組んでいただく環境づくりにつながるんだろうと思います。そして、景観づくりにつながると思いますので、その辺のお考えがどういうふうになっているのか、林政と農政のほうで何か考えがあれば教えてください。

○中尾森林保全課長 森林保全課でございます。

委員御指摘の竹材、多面的事業で確かに荒廃竹林の整備ということは積極的に進めております。その中で、チップ化する施設とかいうものを導入して、チップ状にして、今のところ、正直言いますと、それほど有効活用されておられません。2～3事業所では農業等されているという話も聞いたことはございますが、その辺の情報を集めて、せっかく竹林整備する上で出た竹材の有効活用というものをもっと積極的に図っていこうということで、情報を事務局あたりと共有していきたいと思っています。

また、農業のほうにも、そういう連携の、まずは情報共有というのを図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○緒方勇二委員 竹パウダーは、お茶農家がすごく欲しがるんですよ。それから、水田のほうでは、やっぱり除草剤が要らないような有機農業に展開されてますので、そういうことが、私、田んぼダムにも広がっていくんだろうと思います。ぜひ、その辺も含めて、新年度の予算でありますから、連携をぜひ農政と林政とやっただきますようお願い

いたします。

○西山宗孝委員長 ほかにございませんか。

○磯田毅議員 71ページですけれども、人工林の伐採跡地への植栽等に対する助成と。要するに再造林だと思いますけれども、この再造林というのは、私を取り上げても40%ほどしかまだできてないということで、大体2億4,000近くありますけれども、どれぐらいの面積で再造林が可能なのか、これが1つと、今の緒方委員の関連ですけれども、自伐林家の今現在の人数ですね。それがどれぐらい勉強してこれから先増えてくるのかといったこと、2つお願いします。

○笹木森林整備課長 1つ目、どれぐらいの面積で再造林が可能かというところですが、国も、森林林業基本計画において、将来の森林の姿というのをつくってまして、今の育成単層林の7割ぐらいについては、自然的な山に持っていこうというような形を考えております。一方で、その7割については、その単層林の形を循環しながら使っていこうというような考えでございます。

ですので、我々としましても、森林の伐採される面積のうち7割ぐらいについては、再造林を行っていききたいという考えがまずございます。それが1つ目の質問でございます。

次に、自伐林家の人数ですね。

おおむね100人から150人ぐらいというのが、ちょっと今手元に正式な統計がないんですけれども、それぐらいで、あと、自伐型林業者ということで最近お話ありますけれども、そこについては正式な統計があるわけじゃないんですけれども、振興局からの聞き取りからすると、まだ現状では数名というようなところでございます。

以上であります。

○磯田毅委員 7割ですね、元に再造林するということですが、この7月豪雨のときの土砂災害の基点になったところが、やっぱり皆伐地と、そして幅の広い作業道というのが基点になって土砂災害につながったということですので、やはり皆伐した後の再造林というのが防災上絶対必要ということで、もっと力を入れてくださいという要望と、それと、自伐林家に対するこの林業大学校だったのですかね、そういった教育とかなんかも時間的にはまだまだ少ないと思いますので、これをやっぱり1年間とかもっと期間を長くして、本物の自伐林家を育てるという教育にもう少し力を入れてもらいたいと思います。

以上です。

○西山宗孝委員長 要望ということで……。

○前川収委員 今回の関連でいいですか。すみません。

皆伐したところの7割は再造林しますと。3割は再造林しないわけですから、ほっとけば落葉果樹とかいろんなものが生えてきて、そして自然林に近い形に戻るといって考えていらっしゃる、国もそうだと思います。ただ、一旦皆伐してしまっただけで、その次の木が自然に生えてくるというところは、再造林したところよりもかなり厳しいんじゃないかなと思うんですね。

ですから、もちろん自然林に戻さざるを得ない非常に環境が厳しい、いわゆる経済林として回していくには厳しいところに対しては、それはやむを得ない措置かもしれないけれども、災害時を考えれば何らかの植栽をする。

つまり、杉、ヒノキを植えろとは言いませんが、やはり自然に戻る木を——自然に戻る木というか、木は自然なんですけれども、いわゆる一般的な落葉的な木を広葉樹をやっぱり植えるということをしなないと、なかなか簡

単に生えてこないんじゃないかと思います。それは、災害を起こしてしまうという視点においては、ぜひ重要だと思えますが、多分国でもそんな考え方はまだないんだと思いますが、いかがでしょうか。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございます。

国でも、植えたところで、おっしゃるとおり、伐採の跡地、天然更新といいますけれども、天然生の稚樹が生えるまでには、5年間の間に稚樹がある程度の本数成立しない場合には、やはりまた植えるなりの措置を取らなきゃいけないということになってございます。

ですので、我々としても、単にほっとけばいいというふうには考えておりませんで、場所場所で必要なところにおいては、例えば、近くに更新するための、今国なんかでも基準でうたってますけれども、広葉樹が、種を供給するような木がないようなところについては、別の措置なんかも、植えるということも考えながら森林の再生を図っていかなきゃならないんじゃないかなということ考えているところでございます。

○前川収委員 ぜひそこまで説明してください。皆伐をやりました、7割しか再造林しません、3割はほっときますと。ほっときますと言われると、みんな、それは心配ですよ。ほっとくんじゃなくて、自然更新で広葉樹が生えてくるようにしますと。もし生えてこないときにはしっかり植林しますと、広葉樹を植林すると。

過去に水とみどりの森づくり税でやったじゃないですか、熊本県も。皆伐されて、球磨郡だったと思います、ほっとかれて、そして、そのまま何も植えてこない、生えてこないから、これはいかぬということで予算使ってやったですよ、たしか。何で熊本県の

予算を使わなきゃいけないのって話が当時あった。県外の業者が来て、ばっと皆伐するわけですよ。そして、出て行って、その後そのままですよ。自然更新という話、全くそうですよ。でも、生えてくればいいんだけど、生えてこないときは大災害が起こるんじゃないかということで公費を入れました。そのやっぱり制度もきちっとつくって説明してください。お願いします。

○西山宗孝委員長 御要望ということで。

○緒方勇二委員 関連して。皆伐の話が出ましたので、私の考え方を言わせてください。

私、皆伐が悪いとは思ってません。ただし、土砂流出抑止のために、伐採のガイドラインをつくっていただきました。これは非常にありがたい。1ヘクタール切って、7割を植林する、あとは天然更新だ、これは分かるんです。

この後に、私、87ページとか88ページに来てる山地災害の未然防止対策事業とか、これは、GIS使って、3割のところは、ちょっと植えてもまた災害を起こすようなところだから、土砂が出ないような対策を講じる部分が3割とか、経済林として植林するに適したところが7割だとか、そういうモザイク的な植林もしていただかないと、私たちは、緑の流域治水プロジェクトの中で、そういうところを未来に災害を起こさないための植林のやり方をしてもらわないと、現に、植えてる分は、カーボンニュートラルのためにも、ゼロカーボンのためにも、しっかり皆伐を施していくことは大切ですから。

それはそれとして、せんだっての代表質問で、150万立米から木を切るようになった。それ以前は、多分90万だったと思いますよ。しかしながら、森林資源の賦存量というのは1億立米って多分部長答弁されましたね。このペースでいくと、成熟期を迎えた森林資源

は100年以上かかるじゃないですか、更新していくのに。

ということは、私たちは、もっともっと多様な担い手が森林に入り込んでいただいて、いろんな災害に強い森づくりを施していくことが非常に大切だと。もう上から皆伐もよし、自伐林家もよし、いろんな架線集材もよしと、そういうやり方をしっかり県民に向けていただかないと、全て山が悪いような言い方されて、土砂が出てくる、山をちゃんとしなからこんなふうになるんだって、私たちは、令和2年7月を受けて、やっぱりそういうふうに常に言われます。しっかりとこういうことをやってるんですということをもうちょっと強くアナウンスしていただきたいと思っています。

以上です。

○西山宗孝委員長 御要望ということでよろしいですか。

ほかに。

○小早川宗弘委員 21ページ、流通アグリビジネス課の農政企画推進費のフードバレーアグリビジネスセンター推進事業ですけれども、このビジネスセンター、2015年だったですかね、開館したのは。それから活動が8年間続いているというふうなことでありますけれども、なかなか地域に対しては認知度が——やっぱり8年活動しても、フードバレーという言葉は聞いとるばってん、アグリビジネスセンターがそのの研究センターにあったのかとか、地域の人も、この前ちょっと鏡の方と話をしとったら、アグリビジネスセンターがあるのは知ってますかというふうなことを聞いたら、いや、知らぬだったですというふうなことで、飲食店だとか農家の方、JAの方あるいは農業高校の生徒さんたちが、あそこのビジネスセンターに行っている商品開発をされてるといっているのは聞いてま

す。

そこそこ重要な役割を担ってるのかなというふうに思いますけれども、いかんせん、8年してもまだ知名度が上がらないというような状況でありますので、その辺は、どういうふうな形で、どういうふうなことを考えているのかというのをちょっと聞きたかつですけども。

○藤由流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

委員おっしゃるように、フードアグリビジネスセンターの知名度というものがいま一つではなからうかというお話でございます。

私どもも、フードバレー構想を作成して10年たつということもございます。その中で、企業に対する設備投資に対する助成といったこともやってまいりました。

その中で、フードバレー自体の、それを活用した企業の成長というのはあっているんですが、実際に、そのフードバレーアグリビジネスセンターの活用といったものがどのようなかというところがございます。

こちらも、それぞれの企業が、例えば、農家の方たちが6次化を図ろうとするときに、試作をするといったもの、この辺りの機材を活用するといったことができるということになっております。そちらの活用というのは進んではいるんですが、おっしゃるように、さらなる周知活動といったものは、これからもしっかりやっていきたいと。

フードバレーの会員数も着実に伸びてきているというところもございます。来年度は、10周年という記念を迎えますので、アグリビジネスセンター、機材についても、今後どういうふうに更新していくかというのも含めまして、周知の在り方、これも含めて、来年度総括を行いながら、今後の展望といったものもしっかり考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○小早川宗弘委員 そうですね。21ページのその下の段で、フードバレー構想推進費にも1,800万ついているわけで、これは、ビジネスセンターの推進事業費が2,561万5,000円だったかな。せっかくこういう予算も使ってますので、貴重な財源ですけれども、いかんせん、県南はフードバレーというふうになんかあんまりならぬもんだけん、もう少しこう積極的な取組と地域に対するPR、それとあと、RENGAというフードバレーの独自ブランドがあるばってん、これまた全然ブランド化になっとらぬですよ。

これは、何が原因か、何で広がらぬのか、その辺は徹底的に解明して取り組まぬと、全然誰も知らないのに、その予算を使うということであってはならぬと思いますので、その辺も含めて少し考え方を変えていく、10年目に向けて考え方を変えていくというふうなところが必要ではないかなというふうに思いますけん、そういうふうな要望をさせていただきたいと思います。

○藤由流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

今お話ございましたブランド、RENGAといったものに関しまして、こちらもたまたま60品目を超える登録がございます、これは確実に増えていっているというものではございます。ただ、いま一つ、このRENGAブランドの浸透といったところは、アンケートを取りましても十分ではないという認識もしております。

今度コロナが明けるといふことで、外に向けてPRをしていこうと思っておりますので、このRENGAの在り方そのものを含めまして、それぞれの会員さん、市町村の皆さんにお諮りして、どのようにそのブランド力向上を進めていくかというのは、これは10周

年を迎えた一つの課題として認識しておりますので、しっかりこちらも対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○小早川宗弘委員 はい、分かりました。

○西山宗孝委員長 御意見ありましたことを要望含めて取り組んでいただきたいと思います。

ほかにございませんか。

○河津修司委員 先ほど皆伐地の植林をしっかりやっていくという話で、ぜひともお願いしたいと思うのは、皆伐地というのは、やっぱり今、日本の風土からすると、そのままほたっておいて山になるということではなくて、もうカズラが巻き付いてしまって、そこらはやぶになればいいけれども、もういろんなそういう草木にちゃんとならずに、もうそのままになっているところが多くて、地主のとうか、持ち主の問題もあろうかと思えます。所有者の問題もあろうかと思えますが、しっかりとその辺は、そういった問題を踏まえて造林化していただければというふうに思っております。

それから、話は違うんですが、RMOはどこだったかな……（「66ページです」と呼ぶ者あり）

この間、産山村の中心部のところで農協が撤退して、小売等もやめて、村民も生活するのに買物する場所がないということで、小さな拠点事業も含めて、村が今整備して第3セクターで運営をしていくと。

非常に、山村地域は、もう今高齢化してしまって、人口も減ってきてるんですけども、もう非常にそこで生活ができないような状況になってきているもんですから、ぜひともこういった事業で何とかやっていただくように、ここは場所がまだ言われておりません

でしたが、どういったところでやるのかをお聞きしたいと思います。

○吉住むらづくり課長 農村RMO形成推進事業といいまして、生活支援も含めてというところで農林水産省のほうで考えられた事業でございます。

中山間地域直接支払事業で協定集落というのがございます。それを3つ4つ合わせたところぐらいのイメージで、小学校校区ぐらいでしょうか、そういうところで考えられています。

ただ、県内で2か所やるというようなところで、今手が挙がっているところでございます。県北のほうの菊鹿のほうで、中山間の直払いでいうと、2地区ぐらいを合わせたところでやりたいというふうに手が挙がっております。それから、球磨村の全域で山村活性化ということでやりたいということで、手が挙がるところでございます。両地区とも生活支援まで含めて構想の中に入っております。

ただ、補助金のほうが出ますので、それでやっていくわけですが、やはり収益のほうがしっかりしないといけないということで、そういうところも支援していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○河津修司委員 大変ありがたい事業ですから、成功するように——なかなか、収益を上げていくというのが非常に難しいところがあるかなと思うけれども、そこは、そういったところを運営する方々の知恵を——やっぱり県も指導しながら、何とか収益も上げ、大した利益がなくても何とか運営できるような、そういったところでの指導をお願いしたいと思います。

それから、林業関係で、架線集材の72ページ。

架線集材等の研修、資格取得へというところで、これは、今なかなか架線集材というのは手間もかかるし、今やっている人たちも減ってきているんじゃないかなと思うんですが、ほかのページには、林業へ参入してくる建設業あたりから展開しながら林業へ入ってくるところを助成するみたいな事業もあっているということですが、この架線集材等を新しくその技術を学ぶというところは、他産業から参入してくるようなそういったところも含めて考えていることなんでしょうか。

○廣田林業振興課長 林業振興課でございます。

今委員御質問の架線集材に関する研修等でございますけれども、今くまもと林業大学校は、4つのコース、9つの課程で実習をしておりますけれども、その中でも、短期課程、20人、30日間の講習の課程を設けております。

その中で、これまでは2つの資格取得だったのを6つ来年度から増やしてやろうと思っています。その中に簡易架線集材装置の運転業務の特別研修というのも新たに追加させていただいております。そういう異業種からの参入も含めまして、こういった形で研修等を受けてもらって、現場に入っていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○河津修司委員 そうなりますと、これは個人でやっていただくということじゃなくて、どっかへまた就職、そういう新しい参入業者も含めてのそういったところへ就職をするということを前提としている、新しくそういった従業員の方にその資格を取っていただくということなんでしょうか。

○廣田林業振興課長 短期課程におきましては、新たに林業に参入したいという方で研修

を受けたいという方ですので、それが企業に属していようが、こういう自伐林家であろうが、そこは問いません。

以上です。

○笹木森林整備課長 架線集材の研修の先生からいただいているお話ですけれども、事業としましては、今72ページの7番ですね、そのことをおっしゃっていたのではないかと思います。

我々、やっぱり今、大体認定事業体というのが、95社県内にございますけれども、そのうち、架線集材をやっているのが5～6社、継続的にやっているところはそういうところで、そういうやっぱり技術が——例えば、資格は持っているも、日頃やっていないのでなかなかできないというような実態もありますから、架線集材をやっていないのでできないという土台もあるので、現場での——あくまで資格を取った人たちであったとしても、再度そこで実践で学べるような、思い出すように学べるような場ということで、常設の架線を張っているところで、県有地で架線を張ってそこで研修できるようなことを考えております。

その中で、一応林業をやっている人というのを基本的には考えているんですけども、例えば、もし建設業の方で林業に参入したいというような話があれば、そこは広くお受けしていきたいなというふうに考えております。

○河津修司委員 そういった技術者を養成するというのは、非常にありがたいことですからお願いしたいんですが、自伐型のこの架線集材をやるということも考えているというようことですが、なかなか架線集材となると、機械の購入だったり経費が相当かかるものです。

ここにも経費を支援するみたいなことも書

いてありますけれども、その辺が架線でないとやっぱり出してくれないところもあるものですから、ぜひそういったところができるように、そういう経営体が残るような政策もやっていただきたいというふうに思います。

○西山宗孝委員長 要望でよろしいですか。ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 なければ、以上で質疑を終了したいと思います。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第33号、第42号及び第43号について、一括して採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認め、一括して採決をいたします。

議案第33号外2件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第33号外2件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

後半の準備のため、10分程度休憩を取らせていただきたいと思います。

引き続き、審議をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

5分程度休憩します。

午前11時55分休憩

午後0時2分開議

○西山宗孝委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

今回付託されました請第45号を議題とします。

請第45号について、執行部からの状況の説明をお願いいたします。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

酪農経営の存続に向けた支援を国に対して求める意見書の提出を求める請願について御説明します。

新型コロナウイルス感染症に加え、ロシアのウクライナ侵攻、円安の進展などにより、配合飼料や購入粗飼料、生産資材の価格が高騰し、生産コストが上昇しております。加えて、牛乳、乳製品の消費が冷え込んだことにより、需給のバランスが大きく崩れ、現在、全国的に生乳の生産抑制が行われるなど、酪農経営は厳しい状況です。

このような中、今回、国に対して、3つの支援を要望されています。

1点目が、牛乳、乳製品の消費拡大と輸出促進への支援です。

昨年11月に乳価が引き上げられましたが、それに伴い、メーカーにおいても、牛乳、乳製品の価格が引き上げられております。最近の物価高騰の影響もあり、消費者の買い控えなどから、消費が減少しております。生乳の生産量を維持、拡大していくためにも、消費や輸出の拡大が必要です。

2点目が、配合飼料価格高騰への支援です。

令和3年以降、配合飼料価格は上昇し続け、現在高止まりの状況であり、今後も予断を許しません。

国は、配合飼料価格安定制度への基金の積み増しや特別対策などで支援をしておりますが、今後、基金残高の枯渇や基金の発動が少なくなることが予測されるため、農家の飼料コストの増加が危惧されます。

3点目が、自給飼料増産に対する支援です。

これまで、県では、自給飼料の増産に係る取組を継続して推進しており、酪農家においても自給飼料生産を積極的に進めてきております。

輸入飼料が高騰する中、今後も県内の自給飼料生産基盤の強化を加速していく必要があ

ります。

以上、酪農家を取り巻く危機的な経営環境が続いていることに係る請願であることから、国に対してより一層の支援を求めることは時宜にかなったものと考えます。

説明は、以上でございます。

○西山宗孝委員長 ありがとうございます。

請第45号について、御質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 では、質疑を終了します。

次に、採決に入ります。

請第45号については、いかがいたしましょうか。

（「採択をお願いします」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 採択という御意見がありますので、採択についてお諮りをします。

請第45号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認めます。よって、請第45号は採択することに決定いたしました。

ただいま採決を決定いたしました請第45号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書(案)について事務局から配付をさせます。

（事務局から意見書(案)配付）

○西山宗孝委員長 ただいま配付いたしました意見書(案)は、請願の趣旨、理由とほとんど内容は変わらないようではありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認め、この意見書(案)により、議長宛てに提出することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が3件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○徳永農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

報告資料①をお願いします。

災害復旧事業の進捗状況等について説明いたします。

本報告は、毎議会ごと当委員会と建設常任委員会で御報告しているものです。

1ページをお願いします。

1、令和2年7月豪雨等災害復旧事業の進捗状況でございます。

上段のグラフは、県事業です。

土木部及び農林水産部の合計で、全体事業費495億円に対し、令和5年2月末の契約額は397億円で、80%が契約済みとなっております。

下段は、参考まで、市町村事業の状況を掲載しております。

2ページをお願いします。

2、県工事の不調・不落の状況です。

上段、①のグラフは、熊本地震後の年度別の状況、下段、②のグラフは、令和4年4月以降の月別の状況、3ページの③は、令和4年度の発注機関別の状況です。

2ページ、上部の枠内に状況をまとめております。

令和4年度の県工事の不調、不落率は17.2%で、年度当初から上昇傾向で、令和5年2月は20%となっています。

地域別では、令和2年7月豪雨災害に係る災害関連工事が集中している球磨地域において高くなっています。

4ページをお願いします。

3、令和2年災害関連等工事に係る不調・不落対策についてです。

今年度末を期限として実施している復興JV制度とB等級の発注標準引上げについて、不調、不落の状況や来年度の発注見込み等を勘案し、県南3地域を対象に、令和5年度末まで1年間延長することとしております。

具体的には、(1)復興JV制度については、中段、②の不調・不落の状況のとおり、県南3地域を示す赤色の折れ線グラフは、県全体より高く推移しています。

③の災害関連事業の発注見込み等について、赤枠囲みのとおり、県南3地域において、令和5年度も95億円の発注を見込んでおります。

5ページ、④では、復興JV制度を利用した県南3地域への管外企業の参入状況を整理しています。

これらのことから、復興JV制度について、対象地域を現行の県内全域から県南3地域に縮小し、同制度を延長することとしています。

次に、(2)土木一式工事B等級の発注標準引上げについてです。

現在、県南3地域において、災害関連等工事の土木一式工事について、B等級の発注標準を3,000万円未満に引き上げております。

この対象工事については、今後の発注予定があり、入札不調となった場合、令和5年度の再入札も避けられない状況です。このため、同制度を延長することとしています。

引き続き、一日も早い復旧、復興に取り組んでまいります。

農林水産政策課は以上です。

○中島農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

②の新規就農者の状況についてでございます。

資料をお開きいただきまして、1ページをお願いいたします。

今回の調査期間は、令和3年5月から令和4年4月の1年間でございますが、この間の新規就農者は426人と、前期に比べまして20人減少しております。

内訳を就農形態別に見ますと、自ら営農する新規自営就農者は、新規学卒就農者やUターン就農などの親元就農者の減少が大きく、前期比60人の減となり、214人となっております。一方、法人等への新規雇用就農者は40人増加し、212人となっております。

今回の増減要因につきまして、まず、自営就農者の減少についてですが、調査対象期間が、新型コロナウイルスの感染対策と社会経済活動との両立が図られた時期で、有効求人倍率がコロナ禍前の水準に戻り、他産業との人材獲得が競合していたこと、また、原油価格の高騰や円安により、農業資材等の値上がりも顕在化し始めまして、経営への影響が見られたために、自営就農者のほうが減少しております。一方で、新規雇用就農者、新規雇用につきましては、外国人材の入国制限等の影響で、生産現場の人手不足感が高まりまして、農業法人等での新規雇用が増加したのではないかというふうに分析しております。

下のページ、年齢別の状況では、新規学卒やUターン、新規雇用就農のいずれも20代が169人と最も多く、10代から30代までが全体の7割程度を占めています。

3ページをお願いいたします。

地域別の状況では、新規雇用就農やUターン就農の多い菊池地域が79人と最も多く、次いで、阿蘇、玉名、八代と続いております。

下のページ、営農類型別では、施設野菜が、新規学卒、新規参入などの自営就農を中心に132人と最も多く、次いで、畜産が新規雇用就農を中心に95人となっております。

5ページをお願いします。

新規就農者の定着状況ですが、表の右端に就農5年目までの離農率を記載しております。

離農率は4.1%と低い水準を保っております。依然として9割を上回っており、定着が図られております。

新規就農者の概要は以上でございますが、今回の調査結果を受けまして、本県における来年度の取組を下のページに示しております。

これまで御説明しましたとおり、農業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、若年層の新規就農者の確保が困難となっている状況になります。

そこで、令和5年度は、現行の49歳以下の支援に加えまして、資料中段のマル新とありますように、県外から移住就農する50歳代に向けました支援策を実施してまいります。

今後とも、新規就農対策にしっかり取り組んでまいりますので、御指導をよろしく願います。

続いて、報告事項③、時代に適応する熊本県立農業大学の運営について御説明いたします。

表紙をおめくりいただきまして、農業大学校は、本県の農業を担い、リーダーとなり得る後継者の育成を目標に、本校の特徴でもあります現場重視と実践教育を大学の強みとしまして、さらに高みを目指した見直しを来年度から行うこととしております。

まず、現在の農大の状況ですが、1の現状にありますとおり、入学者の4割が非農家で、4人に1人が農業高校以外の出身など、農業に接する機会が少なく、多様な考えを持った学生が増加しております。

一方で、卒業生の進路は、7割程度が就農し、3割が就職するなど、高い進路決定率を維持していますが、進路先での高度な生産技術や大学内では学べないような現場の規模感覚に戸惑わないようにするため、学生には早い段階から卒業後の姿を意識させて、学生が志望する進路へ到達できるようなカリキュラムを改善する必要があります。

そこで、右側の対応案のとおり、入学から3か月間は農業全般の授業を体験させまして、入学時に固定していた学科、コースを希望があれば選択変更できる制度を創設します。また、農家派遣研修では、卒業後の進路を見据えた研修先を選択できるようにし、一日経営実習日を設定するなど、カリキュラムを見直し、志望する進路に応じた実習やインターン活動などによりまして、実践力を強化してまいります。

次に、学生の確保対策の強化と全寮制の見直しについてですが、2の現状に記載のとおり、農大の入学者は減少傾向にあります。

その背景には、少子化等の影響もありますが、進学先としての農大の認知度の低さや、様々な事情によりまして入寮ができないなどの全寮制に対する抵抗感も挙げられます。

そこで、対策としまして、学生確保に向けて、進路決定前の高校1、2年生や高校教諭へのアプローチを強化するとともに、入寮を全寮制から希望制に変更しまして、自宅からの通学も可能といたします。

このように、昨今の社会情勢や農業を取り巻く環境変化に適応した大学運営によりまして、本県農業をリードする担い手を育成してまいります。

農地・担い手支援課からの御報告は以上でございます。

○西山宗孝委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

○緒方勇二委員 新規就農の中で、親元就農と法人等の雇用就農がほぼほぼ変わらなくなってきた。農業大学校のほうも、しっかり卒業後の姿を意識してという指導をいただいて、有為な人材を輩出していただいていると思ってるんですが、ここで、農大と農業系の高校の連携は進んでるんだろうと思いますが、私、今思うに、農業高校は、科目別によっぴりもう企業に授業を任せる時代じゃないかなと思うんですね。

そして、そういう意識づけを——もうイノベーションも起きてますし、最先端の技術もメーカーさんも囲い込みになるのかも分かりませんが、私、農水の委員長をしておったときに、ICT技術もそうでしたけれども、ぜひ夢が見れるような、農業経営を目指す上で、農業高校から先進性のある授業は導入してくださいってお願いしてきました。今後、TSMCも出てきて、どんどん人材不足は加速するんだろうと思います。農業、林業もですね。

で、私、せっかくこの農業大学校が今日まで培ってきた技術とともに、メーカーさんの知り得る知見もやっぱり農業高校ともっと連携して、科目のほうのカリキュラムを、こまをメーカーさんに委ねる部分もあっていいんじゃないかというふうに思いますので、これは、この報告を受けて、本当今後どういふふうに変っていくのか心配でたまりませんので、しっかりその辺の高校に対する支援を、農政のほうからも、農林水産部として、少し民間の企業との連携——八代工業高校ですか、マイスター・ハイスクールをやったね。すごく成果出してますので、こまを企業さんが来て授業をやってますので、そういうことも視野に入れてやっていただければなと、これ要望です。

○西山宗孝委員長 要望ということで。

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 ほかになければ、以上で質疑を終了します。

ここで私のほうから、12月定例会の委員会において、取りまとめを御一任いただきました令和4年度農林水産常任委員会における取組の成果について、お手元に配付のとおり案を作成しましたので、御説明いたします。

この常任委員会における取組の成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された様々な課題や要望の中から、執行部の取組が具体的に進んだ主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等については、島田副委員長や執行部と協議し、当委員会としては10項目の取組を掲げた案を作成いたしました。

もちろん、ここに記載の項目以外の提案された課題や要望等についても、執行部で調査、検討等をおこなわれますが、ここに掲げた項目は、具体的な取組が進んだものなど代表的なものを選定しております。

それでは、この案につきまして何か御意見をお伺いしたいと思います。御意見ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 それでは、この案でホームページへ掲載したいと思いますので、よろしくをお願いします。

なお、掲載までに、簡易な文言の修正、時点修正等があった場合は、委員長に御一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員から何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了しました。

それでは、これをもちまして第7回農林水産常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後0時20分閉会

○西山宗孝委員長 このまま閉会后少し報告があります。

本委員会の執行部のほうで、本年3月末をもって退職される方が5名いらっしゃいます。

それぞれ一言ずつ御挨拶をいただければと思っております。委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 それでは、竹内農林水産部長からお願いいたします。

（竹内農林水産部長、下田農業研究センター所長、大岩森林局長、吉住むらぶくり課長、伊藤技術管理課長の順に退任挨拶）

○西山宗孝委員長 ありがとうございました。お疲れでございました。

なお、今年度最後の委員会でございますので、私のほうから一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、島田副委員長はじめ委員の皆様様の御協力をいただき、委員会の活動を進めてまいりました。

特に、この1年間、先ほど竹内部長からも話がありましたように、非常に難題、課題が多かったです。初めての委員長ということで、私のせいではないと思いますが、こんな中で、ベテランの委員さん含めて大変力強い委員会の活動ができたと思います。

また、執行部におかれましては、懇切丁寧にスピード感を持って対応していただきましたので、心から感謝を申し上げます。ありが

とうございました。

退職される皆様方につきましては、ほぼ私よりも若い方ばかりでございます。どうか引き続き、県政の支援も含めて御活躍の場があるかと思っておりますので、しっかりと活躍をいただきたいと思っております。

最後になりますが、委員各位、そしてまた執行部の皆様、退職の皆様のみすますの御活躍を心から御祈念申し上げまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

続いて、島田副委員長からも御挨拶をお願いします。

○島田稔副委員長 それでは、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、西山委員長の下で、農林水産常任委員会の委員会運営に携わらせていただきました。その間、委員の先生方には、大変御指導と御鞭撻をいただきありがとうございました。そしてまた、執行部の皆様方には、いろいろと懇切丁寧に対応していただき、本当に心から感謝申し上げます。

私は、本県は基幹産業は農林水産だと思っていますので、一次産業の振興のために、今後とも頑張ってくださいことを祈念して、簡単ですが御挨拶とします。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

○西山宗孝委員長 以上で終了します。

皆様、大変お世話になりました。お疲れさまでございました。

午後0時29分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長